

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第 28 回 農業委員会総会議事録

平成 25 年 10 月 30 日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	7	権林克幸	委員
	8	橋本 聡	委員

## 第 28 回 農業委員会 総会 議事録

1. 開催年月日 平成 25 年 10 月 30 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 15 分
2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室
3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 佐野敏治
4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 平戸光宏  
佐呂間町農業委員会事務局次長 橋本俊一  
佐呂間町農業委員会係長 高橋美幸

### 5. 出席委員

番 号	氏 名	番 号	氏 名
1	鈴鹿 保	9	橋本弘幸
		10	大澤好幸
		11	遠藤 豊
4	田宮 哲	12	川村忠夫
5			
6	三好壽一	14	佐伯 修
7	榎林克幸		
8	橋本 聡	16	佐野敏治

### 6. 欠席委員

番 号	氏 名	番 号	氏 名
2	山越博之		
3	芹澤一男		
5	大槻孝幸		
13	山内茂夫		
15	宍戸清則		

### 7. 議事日程

#### 議事録署名委員の指名

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

議案第 2 号 現況証明願について

事務局長 只今から、第 28 回農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は 16 名中 11 名で総会は成立しております。

議長 議事録署名委員の指名を行います。  
署名委員は、7 番 楢林委員さん、8 番 橋本委員さんを指名いたします。  
発言をする場合は、議事録作成のため録音をしていますので、手をあげて名前を言ってから発言願います。  
それでは、議案に入りたいと思います。  
議案第 1 号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号  
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

番号 1. 利用権の設定等を受ける者が、栃木の農業 ◎◎さん、  
利用権の設定等をする者が、栃木の○○さん。  
土地の所在が、栃木 150 番 1 外 13 筆、地目は現況畑が面積 26,685 m<sup>2</sup>、  
採草放牧地が 12,886 m<sup>2</sup>、合計面積 39,571 m<sup>2</sup>です。  
利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。  
設定期間は平成 25 年 10 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 229,000 円、10 ㎡あたり 5,800 円です。

あっせん会につきましては、平成 25 年 9 月 20 日に 1 回実施しております。

この案件につきましては、平成 8 年 5 月 30 日から 10 年間△△さんと賃貸契約していた土地ですが、解約し再度賃貸するものです。

申請地につきましては、峯崎さん住宅付近の土地となります。

以上です。

議長 議案第 1 号の質疑に入ります。  
これについて質問等はありませんか。  
質問等がなければ審議に入ります。異議はありませんか。  
———異議なし———

議長 異議ないということで議案第 1 号は原案どおり決定しました。  
議案第 2 号を上程いたします。事務局の説明を求めます。  
議案第 2 号

事務局 現況証明願について  
下記の者より、現況証明の願い出があったので、これが可否につき審議願います。

土地の所在が知来 556 番、公簿地目が畑、現況地目が農地採草放牧地以外で雑種地、面積 7,222 m<sup>2</sup>、所有者 ○○さん。  
願出人 知来 ○○さん、願出の理由が地目変更登記で、

平成 25 年 10 月 7 日に関係農業委員さんと現地確認済みです。

知来興生沢奥の◇◇さん住宅付近の土地となります。

以上です。

議 長 議案第 2 号の質疑に入ります。  
これについて質問等はありませんか。  
質問等がなければ審議に入ります。異議はありませんか。  
議 長 ———異議なし———  
異議ないということで議案第 2 号は原案どおり決定しました。  
その他、質問等ありませんか。

大 澤 委員 太陽光パネルの農地への取り付けについての道や国の見解等があれば知りたい。

事 務 局 1 種農地への太陽光パネルの設置については、太陽光パネルの下の畑の部分が使える状態であれば可能であるとの通知はある。  
但し、望まれるものではないとの事なので、2 種、3 種の土地に、設置するのが良いのではないか。

会 長 何処の県だったか忘れてしまったが、農業委員会としてパネル等の上物は良いが、それを支える基礎や地杭の部分のみを地目変更したら良いとした所があったと思う。

鈴 鹿 委員 今は可動式のものがあるので、収穫の 2 割減の範囲であれば良いと言われているが、本町では該当することは無いだろう。

会 長 他に無ければ、以上で本日の農業委員会総会を終了いたします。

ここに会議の顛末を記録しその正当なることを証明するため署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_